

美濃加茂市監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、
令和 7 年 6 月支払分の随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 25 日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 田 口 智 子

随時監査の結果報告について

- 1 監査年月日 令和 7 年 7 月 25 日
- 2 監査事項 歳出に関する財務執行状況
- 3 監査結果 監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められ
たが、下記事案については、次の通りの意見とする。

記

課 名	内 容
議会事務局	【注意】 旅費の支給にあたって、研修旅費の支給マニュアル（キャリアサポート課所管）を準用している。研修旅費の借上げバスを使用する場合には、日当の 1/2 は支給しないこととされており、精算により日当の 1/2 を戻入されたい。 なお、キャリアサポート課にあつては、研修旅費の支給マニュアルの改定（令和 7 年 4 月 1 日）について、庁内周知を徹底されたい。